

## 第6章 土壤汚染

### 第1節 現状

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属類を含む原材料等の不適切な取扱による漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられている。土壤は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴がある。また、土壤汚染による人の健康への影響については、汚染された土壤に直接ふれたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられる。

平成3年8月に、環境基本法に基づき「土壤の汚染に係る環境基準」が定められ、平成11年1月には、土壤汚染等の調査対策を進めるための指針として「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針及び運用基準」が策定され、自主的な調査・対策実施の条件が整備されてきた。

さらに、土壤汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）が平成15年2月15日に施行された。

同法の施行から6年が経過し、同法に基づく土壤汚染の調査・対策とは別に、一般の土地取引等の際に、自主的に土壤汚染の調査、対策が広く実施されるようになり、また汚染土壤が不適正に処理される事例も明らかになった。こうした現状を鑑み、土壤汚染対策法が一部改正され平成22年4月1日に施行された。このようなことから、土壤汚染の状況調査及びその汚染対策については法に基づき実施されるほか、工場跡地売却時、工場・事業場におけるISO14001認証取得などのための自主調査など、近年活発に行われるようになってきた。

### 第2節 対策

#### 1 法律等に基づく規制

##### (1) 土壤汚染対策法に基づく規制

###### ア 土壤汚染状況調査

土地所有者は、次の場合に土壤の汚染について調査し、市長にその結果を報告しなければならない。

- ・水質汚濁防止法等の有害物質使用特定施設の使用を廃止するとき（法第3条）
- ・一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると市長が認めるとき（法第4条）
- ・土壤汚染により健康被害を生ずるおそれがあると市長が認めるとき（法第5条）

###### イ 要措置区域等の指定

土壤汚染状況調査でヒ素、トリクロロエチレンなどの特定有害物質が指定基準を超えた場合、特定有害物質によって汚染されている区域として健康被害が生じるおそれがある場合は要措置区域に、健康被害が生じるおそれがない場合は形質変更時要届出区域に指定・公示され、指定区域台帳に記載され閲覧される。指定

基準には土壌溶出量基準と土壌含有量基準が定められている。土壌溶出量基準は汚染土壌からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水の摂取によるリスクから設定されており、土壌環境基準の溶出基準項目と同じ数値である。土壌含有量基準は汚染土壌を直接摂取するリスクから設定されており、表層土壌中に高濃度の状態で長期間蓄積すると考えられる重金属等を対象物質としている。また、健康被害が生じるおそれがある場合とはこれらの土壌汚染の摂取経路がある場合である。

要措置区域では健康被害防止のために摂取経路遮断の措置を講じなければならない。形質時変更時要届出区域では区域内で行われる土地の形質の変更についてはあらかじめ届出が必要となり、工法等が適切でない場合は、市長が計画変更の命令をするなどの制限を受ける。いずれの区域においても区域外へ汚染土壌を搬出する場合は事前に届出が必要となり、許可を受けた汚染土壌の処理業者に処理を委託する必要がある。

平成22年度において土壌汚染対策法に基づく届出、報告等については表 - 80のとおり。

図 - 28 土壌汚染対策法の概要

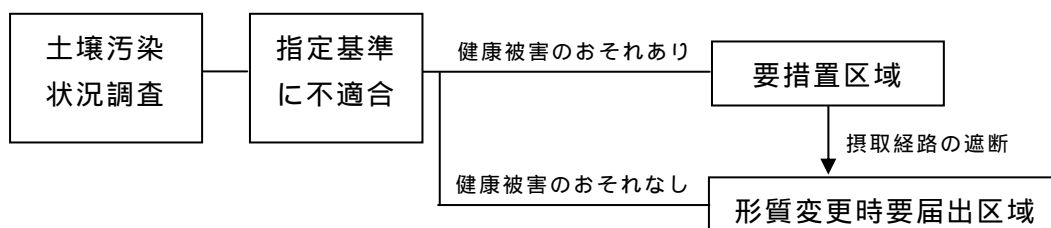


表 - 80 法に基づく届出、報告等の状況(平成22年度)

有害物質使用特定施設に係る調査報告(3条)	1件
一定の規模以上の土地の形質の変更届出(4条)	10件
一定の規模以上の土地の形質の変更に係る調査(4条)	1件
健康被害の生ずるおそれのある場合の調査(5条)	0件
要措置区域の指定(6条)	0件
形質変更時要届出区域の指定(11条)	1件
要措置区域の指定解除(6条)	0件
形質変更時要届出区域の指定解除(11条)	0件
形質変更時要届出区域内の土地の形質変更の届出(12条)	1件
汚染土壌の区域外への搬出に係る届出(16条)	1件
汚染土壌処理業の許可件数	2件

## 2 工場跡地に関する取扱要綱に基づく届出

工場跡地に関する取扱要綱(昭和53年制定)は、2,000㎡以上の工場を対象として、事業活動を終結するとき、土壌・地下水の調査対策、廃棄物の管理状況等について協議する要綱である。(第2編 第1章 第2節に掲載)

この要綱に基づき、土壌・地下水汚染について環境省の「土壌・地下水汚染に係る調査対策指針」に定める調査を行うよう指導していたが、土壌汚染対策法の施行に伴い要綱を一部改正(平成15年2月15日)した。改正後は、工場における事業活動の履歴、現地調査等をもとに、土壌汚染対策法第5条に定める健康被害の生じるおそれのある土地かどうかについて調査させている。該当する場合、市長が土壌汚染法第5条に基づく調査を命令することができる。

平成22年度における届出状況については表 - 81のとおり。

表 - 81 要綱に基づく届出状況(平成22年度)

届出	8件
土壌汚染対策法第5条に該当	0件